様式第３

会　　議　　録

会　　議　　名	令和８年度第２回野田市青少年問題協議会
議題及び議題ごとの公開又は非公開の別	１．第１回野田市青少年問題協議会での委員意見への対応にいて（公開） ２．青少年センターの機能の充実について（公開）
日　　時	令和８年８月２５日（火） 午後３時００分～午後４時００分
場　　所	中央公民館　会議室
出席者氏名	会　長：伊藤　稔 副会長：染谷　篤 委　員：芝田　栄太郎、相塚　和男、瀧川　雅子、 倉持　和巳、大塚　美佐子、石山　美代子、 保科　智基、白石　卓秀、岩田　恵子、 長谷川　昌男、矢野　雄士、下川　泰弘、 弦巻　文雄、中山　武史 事務局：鈴木　有（市長） 代田　明洋（教育次長 兼 生涯学習部長） 峯崎　光春（生涯学習部次長 兼 生涯学習課長） 間々田　英示（指導課長） 中村　恵子（生涯学習課長補佐） 柿沼　博明（生涯学習課副主幹 兼 青少年係長 兼 青少年センター所長） 戸邉　卓哉（生涯学習課青少年係主任主査） 田中　道男（生涯学習課青少年係主査）
欠席委員氏名	飯塚　祐子、小俣　悦子、新　玲子、小熊　良、 岩橋　直也、上村　智広、武田　光弘、小林　正明
傍　　聴　　者	なし

議　　事	令和８年度第２回野田市青少年問題協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

１　開 会

事務局から会議が成立していることの報告及び会議の公開、会議録作成のための録音機の使用、傍聴者についての説明並びに会議資料の確認を受ける。

２　市長あいさつ　　＜　挨　拶　＞

＜市長は公務のため、退席＞

３　議　　事

【議題１　第１回野田市青少年問題協議会での委員意見への対応について】

＜事務局説明＞

議長（会長）：ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：７ページの⑤に、「青少年センターの相談窓口は、主として元教員が青少年の悩みに寄り添って丁寧に話を聞き、必要に応じて専門的な支援機関へとスムーズにつなぐことを主な役割と位置づけております。」との記載がありますが、この元教員とは、「ひばり教育相談」の元教員でしょうか。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課長：こちらの元教員は、青少年センターの社会教育指導員であり、「ひばり教育相談」の方とは別の元教員となります。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：もう一点、８ページの２行目に「青少年の非行防止や健全育成のために必要となる審議回数を行うべき」、それから③の５行目に「これにより青少年の健全育成や非行防止の取組」と書かれていますが、「や」がつくということは同等ということでしょうか。非行防止と健全育成は同じものなのでしょうかと疑問に思います。私が考えるのは、健全育成のために問題行動を防止するということです。この協議会の名前は青少年問題協議会となっていますが、中身を見ると健全育成なのですよね。極論になるかもしれませんが、この青少年問題協議会では、問題を扱うというより子どもを育成するものだと思うのです。前回の会議資料で、非行問題が昭和の頃から変わっていると記載されていましたが、失礼な言い方かもしれませんが、協議会の名称も昭和のままであり、令和の時代にはそぐわないのではないでしょうか。

議長（会長）：非行問題と健全育成の解釈についてですね。事務局いかがでしょうか。

生涯学習課長：委員がおっしゃるとおり、健全育成と非行防止は両方とも大切であると考えております。青少年センターが開所した頃とは、青少年の置かれた環境も大きく変化しております。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：私が申し上げているのは、青少年の健全育成が最終目的であって、そのために問題行動を防止するのではないかということ

です。先ほどのご説明では、健全育成と非行防止が同等のように聞こえましたが、それは違うのではないかと申し上げているわけです。

議長（会長）：青少年問題協議会は、青少年の問題について協議をするという名称になっていますけれども、この協議会の目的は、青少年の健全育成が最終的な目的・目標であって、そのプロセスとして現在の青少年や子どもたちが抱えている様々な問題に対する具体的な対応を検討していくものと考えておりますが、いかがでしょうか。
弦巻委員。

弦 巻 委 員：この協議会の会議の内容が青少年の健全育成を主としているということは分かりました。ただ、例えばこのような文章にする際、「や」という言い回しには非常に疑問を感じます。この会議資料は残りますので、少し考慮していただきたいです。先ほど申し上げた通り、子どもたちの環境が変わってきているにもかかわらず、協議会の名称も変わっていませんので、ぜひ一考していただきたいというのが私の希望です。あくまで希望として申し上げます。

議長（会長）：わかりました。文言が時代とともに言葉の面で古くなっているのではないかというご意見ですので、今後の文言の使い方については検討させていただくということでよろしいでしょうか。事務局いかがでしょうか。

生涯学習課副主幹：今後の検討課題とさせていただきます。

議長（会長）：ほかにご意見はございますか。

芝田委員。

芝 田 委 員：現在の青少年問題協議会は年に２回の開催となっています。いろいろと協議会の開催内容について提案されていますが、開催回数について事務局としてはどのように考えておられるのでしょうか。会議の日数が年間２回で、開催時間も１時間程度では短いという意見が記載されていますが、この開催回数と開催時間に関して事務局のご意見をお伺いしたいです。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課副主幹：今回、協議会自体の議題を、これまでのような議論が活発になりにくいものから、議論が活発化するような議題へと修正することを提案させていただきました。このことから、開催回数も２回に限らず、青少年健全育成や非行問題など問題が生じた際に随時開催していくこととしておりますので、状況に応じて開催回数を増やしていく予定です。

議長（会長）：芝田委員、よろしいでしょうか。

芝 田 委 員：はい。

議長（会長）：ほかにございますか。
保科委員。

保 科 委 員：資料３ページの「スタンドバイ」アプリの件でお伺いしますが、対象は中学生だけでしょうか。小学生も普通に使用できると思いますし、悩み相談ができない保護者も同様かと思いますが、中学生限定なのでしょうか。

議長（会長）：指導課長。

指 導 課 長：現在の野田市における「スタンドバイ」の導入に関しましては、検討した結果、限定的に中学校へ導入して現在に至っている状況でございます。実際、千葉県でも小学４年生以上を対象にしたLINE相談等を行っており、中学校の相談件数等も踏まえた上で、小学生にもアプリを拡大できないか検討しているところでございます。今後どうなるかは検討次第ではございますが、現段階では中学校での活用を充実させていく方針で考えております。
以上でございます。

議長（会長）：保科委員。

保 科 委 員：資料に「環境を整えております」との記載がありますが、開始時期の予定はあるのでしょうか。この記載だと、中学生に対してもまだ始めていないように読めます。小学生の場合も広げていくということであれば、いつ頃から始めるのか時期が記載されていないため疑問に思いお伺いしました。

議長（会長）：指導課長。

指 導 課 長：「環境を整えております」との言葉に語弊がございましたが、令和元年度からスタートしており、現在中学校は全生徒を対象として８年目を迎えている状況でございます。

議長（会長）：すでに令和元年から中学生を対象に開始しており、今後は小学生まで対象を広げるための整備を検討していくということ

でよろしいでしょうか。

指 導 課 長：実施できるかどうかも含めて検討してまいります。

議長（会長）：保科委員、よろしいでしょうか。

保 科 委 員：ありがとうございます。

議長（会長）：ほかにございますか。
弦巻委員。

弦 巻 委 員：青少年センターが高校生の相談を受けるとのことでしたが、野田市内の高校に通う生徒は市内だけでなく市外から通う生徒もいます。学校によってその割合は様々ですが、相談の対象は市内在住の方になるのでしょうか。同じ市内の高校に通う生徒であっても、相談ができる・できないという違いが生じるのでしょうか。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課長：基本的には対象を市民の方で考えております。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：市内の同じ高校に通う生徒であっても、相談ができる人とできない人に分かれるということですね。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課長：相談事ですので、相談を受けた際にいきなり住所をお尋ねすることはないと思います。まずは相談内容をよくお聞きし、もし他市の方であれば、適切にその方の住所地の相談窓口へとつなぐといった対応を当然行うべきであると考えております。

議長（会長）：弦巻委員、よろしいでしょうか。

弦 巻 委 員：はい。

議長（会長）：ほかにはいかがでしょうか。

議長（会長）：よろしいですか。先ほどの弦巻委員、保科委員、芝田委員のご発言も踏まえ、本日ご提案いただいた対応等について、この内容でご承認いただくということでよろしいでしょうか。芝田委員。

芝 田 委 員：今の提案というのは、青少年問題協議会の委員数を減らすということでしょうか。24 名いる委員を 16 名に削減するということでよろしいでしょうか。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課長:委員数の見直しに関しましては資料11ページをご覧ください。先ほど色々と申し上げましたが、現在の協議会は 24 名の委員で構成されていますが、見直し案として委員数を 16 名とさせていただきたいと考えております。前回提案させていただいた削減内容からの変更点として、子供会育成団体を代表する者、スポーツ団体を代表する者、野田警察署を代表する者、

教育長、そして指導課指導主事の５名については、前回の提案から加える方向で変更しております。その他の委員変更案につきましては前回から変更はございません。こちらでご了承いただきたいと考えております。

議長（会長）：ただいまのご説明は、意見への対応についての資料８ページに記載されている内容となります。この８ページまでの事務局の提案でよろしいでしょうか。
弦巻委員。

弦 巻 委 員：資料の 14 ページ、15 ページに青少年問題協議会における疑問点、提言がありますが、これは今ご説明いただいた説明資料と考えてよろしいでしょうか。

議長（会長）：事務局お願いします。

生涯学習課長：資料 14 ページ、15 ページにつきましては、前回の協議会終了後に保科委員から意見として事務局へご提出いただいたものであり、そのご意見を我々の方で協議会資料の４ページから８ページにまとめ、それぞれの質問に対する市の考え方をお示ししたものでございます。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：資料 15 ページの右下のまとめに「家庭・学校・地域・行政が連携して進めていきましょう」とありますが、非常に抽象的ではないでしょうか。

議長（会長）：生涯学習部長。

生涯学習部長：先ほどから何度かご説明申し上げている通り、この資料 14 ページ、15 ページは前回の青少年問題協議会終了後に保科委員が作成されたものであり、協議会の議題に対する意見でございます。この資料のまとめにつきましても、保科委員ご自身がまとめられたものでございます。
以上です。

議長（会長）：弦巻委員、よろしいでしょうか。

弦 巻 委 員：わかりました。

議長（会長）：それでは、議題１「第 1 回野田市青少年問題協議会での委員意見への対応について」の案につきましては、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

＜委員一同了承＞

議長（会長）：　議事については資料の通り承認することにいたします。
次に議題２に進みます。

【議題２　青少年センターの機能の充実について】
＜事務局説明＞

議長（会長）：ありがとうございました。私から２点お伺いします。
前回の第 1 回青少年問題協議会において、市内の有害図書の自動販売機は平成18年に全て撤去されたとのご説明がありましたが、それに関する法整備の状況が１点目です。それから、先ほどの議題にもありましたが、青少年問題協議会委員の変

更等、審議の円滑化を図るためとのことですが、事務局としてはどのような協議会の進め方を考えておられるのか、という２点をお伺いいたします。

生涯学習課長：まず、１点目の有害図書に関する条例についてですが、有害図書の自動販売機自体は市内からすべて撤去されておりますものの、野田市においては有害図書規制に関する条例が廃止されずに残っておりました。こちらにつきましては、環境の変化によりすでに目的を終えたと考えており、青少年問題協議会における今後の機動的かつ効率的な施策の推進において新たに必要とされるものではないことから、今回の協議会構成の改正に合わせ、令和８年９月議会において条例の廃止を提案したいと考えております。また、委員構成の見直しにおける今後の進め方ですが、この協議会で委員構成の見直しについてご承認をいただきましたら、９月議会に条例改正を提案し見直しを行います。現在の委員の任期が９月 30 日までとなっておりますので、10 月１日からは新たな委員構成のもとで委員を委嘱させていただきたいと考えております。委嘱後の協議会につきましては、新しいメンバーにより効果的かつ機動的な議論を行っていただけるよう議題等を検討し、今年度中にもう一度協議会を開催したいと考えております。
以上です。

議長（会長）：今の事務局の説明について、何かございますか。
弦巻委員。

弦 巻 委 員：10 ページに、青少年センターの相談業務について高校生以上の相談業務を強化する必要があると記載されていますが、先ほど保科委員が質問された「スタンドバイ」の対象は中学生

のみとのことでした。それであれば、高校生以上よりも小学生の５年生や６年生にこそそのような相談環境が必要であると考えます。高校生以上よりもそちらを優先すべきではないでしょうか。これは私からの意見です。

議長（会長）：ご意見ありがとうございます。
保科委員、いかがでしょうか。

保 科 委 員：先ほども申し上げましたが、保護者にも相談できない子供もいますし、小学生であっても友達に対して SNS では言いたいことが言えても、直接顔を合わせると言えないという現実があります。そのため、相談の対象については幅広く検討していただかないと、対応が遅れてしまうのではないかと思います。

議長（会長）：弦巻委員。

弦 巻 委 員：私は優先順位の問題だと思っています。先ほどのご説明では、小学生よりも高校生が先であると私は受け取りました。今、保科委員がおっしゃったように、順番としては小学生の方が高校生よりも先であるべきだと思います。

議長（会長）：保科委員。

保 科 委 員：私は順番というよりも、一斉に導入できることが望ましいと考えております。みんなが利用できた方が良いと考えております。

議長（会長）：今の意見について事務局お願いします。

生涯学習課長：小学生につきましては、先ほど指導課長からもお答えいたしましたとおり今後検討していく所存であり、どちらが先というわけではなく、小学生も高校生以上の青少年も、相談環境をより一層充実できるよう並行して検討を進めてまいりたいと考えております。また、保護者からの相談に対応できるアプリ等についても調査研究し、次回の青少年問題協議会においてお示しできるように事務局として準備を進めてまいります。

議長（会長）：ありがとうございました。高校生か中学生か小学生か、どちらが先かということではなく、子どもたちの教育という観点や、市内の青少年に対する健全育成を目的として事務局で検討しているということで、ご理解いただけますでしょうか。
弦巻委員。

弦 巻 委 員：先ほど申し上げた通り、資料にそのように記載されています。機能を強化すると書かれているのであれば、小学生はどうなるのかという疑問が生じるわけです。

議長（会長）：ご意見ありがとうございます。
ほかにございませんか。
相塚委員。

相 塚 委 員：自ら問題を抱えている子どもたちに関することですが、資料の文章を受け、入口の対策については多く記載されています。私が心配しているのは、例えば柏市では令和７年度の相談件数が 1,190 件にのぼるとのことですが、この件数を十分に分析し、それに対する対策等が進められなければ、今後の進展

はないのではないかということです。今後はそのような方向性に向けて協議会が進んでいかなければならないと考えております。

議長（会長）：ありがとうございます。柏市の例についてですが、野田市においても10月からの新体制の委員にこのご意見を引き継ぐこととといたします。事務局よろしいでしょうか。

生涯学習課長：柏市の 1,190 件の相談内容につきましては、小学生からの相談が約６割を占めていること、また、相談内容も学校生活に関することや友人関係、家族関係の悩みなど多岐にわたることを確認しております。

議長（会長）：相塚委員。

相 塚 委 員：まさにその相談内容が重要です。相談内容の比較など、相談の中身に踏み込んでいきたいと考えます。１件１件の相談に対してどのような対策を立て、どう対応したのかという議論を行う方が協議会にとって建設的ですし、少なくとも進捗状況を全員で確認しながら進める形が良いのではないかと思います。

議長（会長）：そうした形も含めて、この協議会は 10 月から新たな体制で取り組んでいくことになると存じます。
ほかにいかがでしょうか。

議長（会長）：ほかにご意見がないようですので、議題２「青少年センターの機能の充実について」の案につきましては、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

＜委員一同了承＞

議長（会長）：議事については資料のとおり承認することにいたします。
それでは、本日の事務局でご準備いただいた議題は全て終了いたしました。
どうもありがとうございました。
それでは事務局お願いいたします。

司　　会：事務連絡後、午後３時 30 分、閉会を宣言。